



報道発表資料の配付日時 11月17日 (水) 15時00分

発表項目 (行事名)	令和3年度(2021年度)第2回「廃棄物処理施設検討会」の開催について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>次のとおり廃棄物処理施設検討会を開催しますので、お知らせします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 開催日時及び開催場所</p> <p>(1) 日時 令和3年(2021年)11月24日(水) 9:15～12:00(予定) (終了時刻は予定であり、多少前後する場合があります。)</p> <p>(2) 場所 環境生活部1号会議室(札幌市中央区北3条西6丁目)</p> <p>(3) 開催方法 オンライン開催</p> <p>2 審議を予定している案件(計5件)</p> <p>(1) ニセコ環境株式会社に係る一般廃棄物処理施設設置許可申請について (新規、後志管内)</p> <p>(2) 豊富町産廃処理協同組合に係る産業廃棄物処理施設設置許可申請について (新規、宗谷管内)</p> <p>(3) 早来工営株式会社に係る産業廃棄物処理施設変更許可申請について (新規、胆振管内)</p> <p>(4) 空知興産株式会社に係る産業廃棄物処理施設設置許可申請について (新規、空知管内)</p> <p>(5) 愛和産業株式会社に係る産業廃棄物処理施設変更許可申請について (新規、オホーツク管内)</p> <p>3 次第</p> <p>(1) 開会</p> <p>(2) 事務局による申請概要説明【公開】</p> <p>(3) 申請者からのヒアリング【非公開】</p> <p>(4) 委員による審議【非公開】</p> <p>(5) 閉会</p> <p>※ 道(事務局)からは上野課長補佐が出席予定</p>		
参考	<p>この検討会は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項、第9条第1項、第15条第1項及び第15条の2の6第1項に基づく一般廃棄物又は産業廃棄物の処理施設設置(変更)許可申請手続きの一環として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2第3項及び第15条の2第3項の規定に基づき、生活環境の保全等に関して専門的知識を有する者から、科学的な見地からの意見を聴取するために開催するものです。 (廃棄物処理施設検討会設置要領 及び 委員名簿 は別紙のとおり)</p>		
報道(取材)に当たってのお願い	<p>当日の取材は、事務局による申請概要説明までとさせていただきます。その後に行う申請者からのヒアリング及び委員による審議については、委員が専門的・科学的見地から申請施設設置計画地周辺の生活環境の保全について検討するものであり、申請施設設置計画地の周辺住民等の個人情報を含む審議を行う必要があるため、非公開とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>ご質問等には検討会終了後に会場で事務局が対応するほか、開催結果の概要については、11月25日(木)15時までに道政記者クラブに資料配付させていただきます。</p> <p>なお、取材に当たります場合は、新型コロナウイルス感染症予防対策のため最小人数にとどめるとともにマスクを着用くださるようお願いいたします。</p>		
他のクラブとの関係	同時配付(場所) 同時レク		
担当(連絡先)	<p>環境生活部環境局循環型社会推進課(担当者:課長補佐 上野 洋一)</p> <p>TEL ダイヤルイン 011-204-5199</p> <p>内線 24-308</p>		

廃棄物処理施設検討会設置要領

第1 趣旨

北海道における生活環境の保全に配慮した適正な廃棄物処理施設の設置及び廃棄物処理の信頼性と安全性の向上を図ることを目的に、廃棄物処理施設の設置及び変更の許可に関する要綱（以下「要綱」という。）に基づき、設置又は変更しようとする廃棄物処理施設について、生活環境保全に関し、専門的知識を有する者の科学的な見地からの意見を聴取するため、廃棄物処理施設検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

第2 所掌事項

検討会の所掌事項は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条の2及び第7条の2に掲げる施設の設置又は変更の許可申請に関する次の事項とする。

- 1 廃棄物の処理に関する事項
- 2 大気質、騒音、振動、悪臭、水質及び地下水に関する事項
- 3 その他生活環境への影響に関し必要と認められる事項

第3 構成

- 1 検討会は、7名以内の委員をもって構成する。
- 2 委員は、学識経験を有する者から、北海道環境生活部長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任させることができる。
- 5 北海道環境生活部長は、第1項に定める者のほか、特定の技術分野に精通する者を特別委員に委嘱することができる。
- 6 特別委員の任期は、第3項の規定にかかわらず北海道環境生活部長が別に定める。

第4 運営

- 1 検討会の会議は、北海道環境生活部長が必要に応じ招集する。
- 2 北海道環境生活部長は、委員の都合により検討会の会議を開催することが困難と認めるときは、第1項の規定に準じ、委員の一部又は全部について書面による意見聴取を行い、会議の開催にかえることができるものとする。
- 3 検討会には座長を置き、座長は委員が互選する。
- 4 座長は、検討会の議事進行を図る。
- 5 座長は、不在の場合などにおいて、その都度、これを代行する者を指名することができる。

第5 設定期限

検討会は、平成28年10月1日から起算して2年を経過するごとに社会経済情勢の変化や開催実績等を勘案し、検討会設置の必要性や効率的な開催方法の見直しについて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第6 その他

- 1 検討会の庶務は、北海道環境生活部環境局循環型社会推進課において行う。
- 2 この要領に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、北海道環境生活部長が別に定める。

附則

この要領は平成28年10月1日から施行する。

産業廃棄物処理施設検討会 委員名簿（令和3年（2021年）11月現在）

所 属	氏 名	備 考
室蘭工業大学大学院 准教授（くらし環境系領域）	吉田 英樹	座長
北海道大学大学院工学研究院 教授（水環境保全工学）	佐藤 久	
北海道大学大学院工学研究院 教授（地盤物性学）	西村 聡	
(独)北海道立総合研究機構 産業技術環境研究本部 エネルギー・環境・地質研究所 専門研究員	高橋 英明	
(独)北海道立総合研究機構 産業技術環境研究本部 エネルギー・環境・地質研究所 主幹	秋山 雅行	

(敬称略)